

令和8年度
集会用施設建設費補助事業
ご利用手引



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」



新潟県阿賀野市

1. 阿賀野市集会用施設建設費補助事業の概要

地域のコミュニティ活動の促進を図るため、集会用施設の整備を行う自治会等の地域団体（以下「自治会等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助金交付の対象事業（次の事項のいずれかに該当する事業）

- ①新たに集会用施設を建設する事業
- ②老朽化により既存の集会用施設を取り壊し、新たに建設する事業
- ③既存の集会用施設を修繕する事業（④及び⑤の事業に含まれるものは除く。）
- ④既存の集会用施設の下水排水設備（くみ取り式便所を含む。）を、下水道に接続する工事及びそれに伴い必要な改修工事を行う事業
- ⑤既存の集会用施設の下水排水設備（くみ取り式便所を含む。）を、合併処理浄化槽に接続する工事及びそれに伴い必要な改修工事を行う事業（下水道事業計画区域外で、供用開始に相当の期間を要すると認められる地区及び整備が難しいと認められる地区に限る。）

※①～③は集会用施設が下水道の接続をされていることが条件となります。

3. 補助金額

補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める補助率を補助金交付の対象事業費に乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、それぞれの限度額は同表の右欄に定めるとおりする。

（別表）

	区 分	補助率	限度額
①	新 築	5分の4	200万円
②	建て替え	5分の4	200万円
③	修 繕 (20万円以上の事業に限る。)	2分の1	100万円
④	下水道への接続	2分の1	30万円
⑤	合併処理浄化槽への接続	2分の1	60万円

4. 補助金交付の対象外費用

- ①敷地の購入又は借入費用
- ②建設の手續きに要する費用
- ③敷地の整地及び外溝工事費用
- ④老朽化により既存の集会用施設を取り壊し、新たに建設する事業の解体及び処分費用
- ⑤既存の浄化槽又は便槽のくみ取り費用

5. 受付

令和8年4月1日（水）から

6. 事業完了（工事の完了）期限

補助金交付決定日以降から令和9年3月31日（水）まで

※予算の範囲内で補助金を支給するため、年度途中で受付を終了する場合があります。

7. 市内業者の利用

補助金の申請にあたって、事業の施工業者は市内業者が条件となります。下請けに出す場合も市内業者が優先です。施工にあたっては見積もりの段階から業者と確認をお願いします。

8. 交付申請及び交付決定の通知

補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、集会用施設建設費補助金交付申請書（第1号様式）を、工事の着手前に、次の書類を添えて提出して下さい。

- ①事業計画書（第2号様式）
- ②収支予算書（第3号様式）
- ③見積書
- ④設計図書（配置図、平面図、立面図）※間取り図・地図で位置が分かるもの
- ⑤敷地の所有又は利用に関する権利を証する書類（新築の場合。）
- ⑥現況写真

なお、交付申請書を受理したときはその内容を審査の上、補助金の交付を決定します。決定後、集会用施設建設費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知します。

9. 実績報告及び確定の通知

補助事業が完了したときは、速やかに集会用施設建設費補助事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、提出して下さい。

- ①工事が完了したことを確認することができる書類
- ②契約書の写し（新築の場合。）
- ③請求書の写し
- ④現場写真（**工事箇所の比較のため、工事前・工事後の写真**）

実績報告書受理後、**実地調査を行います。**書類内容と実地調査による審査の上、補助金の交付額を確定します。確定後、集会用施設建設費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知します。

10. 交付請求及び支払

確定通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、集会用施設建設費補助金交付請求書（第7号様式）を提出して下さい。

支払については、交付請求を受けてから30日以内に支払います。
業者へ工事費を支払い後、領収書コピーを提出して下さい。

11. その他・留意事項

- ◆申請を自治会で検討する際には、予算の現況についてお問い合わせください。
※申請が多いと夏頃に予算がなくなる恐れもあります。
- ◆見積書を事前に担当に確認させていただくと交付額の見込み、申請書に記載する金額について確認できます。
- ◆下水道に接続していない自治会の集会所については、まず補助制度を利用して下水道に接続するようお願いしております。下水道の接続が完了後に、修繕工事の交付申請をしていたかどうかという流れになります。同時申請も可能です。
- ◆対象・対象外の項目について
 - ①下水道接続の場合、接続に伴うものとして、便器の交換や洗面台の交換も対象としています。
 - ②修繕工事の場合、集会施設及びそれに付随する必要最小限のものとしています。
○対象：蛍光灯、換気扇、畳、襖、窓等
×対象外：エアコン、テレビ、冷蔵庫、システムキッチン等（※備品的なもの）
- ◆**空き家取得にかかる費用は対象外です。空き家取得後の修繕工事については、対象となります。**

12. 問合せ先

〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市役所 総務部 まちづくり政策課 まちづくり推進係

電話 0250-62-2510（代表）FAX 0250-62-0281

MAIL machizukuri-seisaku@city.agano.niigata.jp

☆手続きの流れ

